

くらしの情報 VOL 16

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

- 【特集】 ○ 「誰でも簡単に稼げる」という言葉を簡単に信じていませんか？…………P 1～2
○ 冬のうっかり事故に注意！…………P 3

「誰でも簡単に稼げる」という言葉を 簡単に信じていませんか？

～インターネットビジネスの甘い言葉には罠がいっぱい～

インターネットで、こんな広告を見たことがありませんか？

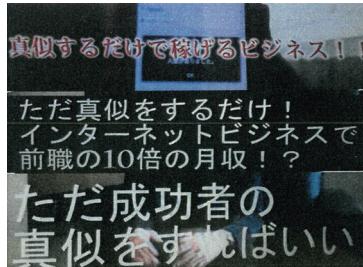
「ネットで簡単お小遣い稼ぎ」「アンケートに答えるだけで楽々1万円」

「高収入内職在宅ワーク」「コピペするだけで月収50万円も可」

「誰でも、簡単、すぐに稼げる」

こうした広告を見て契約をした後、「全く収入にならないので解約したい」「支払った費用の返金を申し出たが断られた」といったトラブルが相次いでいます。最近では、SNS（LINE、フェイスブック、インスタグラム等）での宣伝広告や友達登録がきっかけで、被害に発展するケースも増えています。

なぜ、このような消費者トラブルになるのか、一つの相談事例をもとに、悪質事業者の手口を見てみましょう。
(詳しくは次のページで)



消費者の安全・安心な暮らしを守るために



近年、高齢化や高度情報化社会の進展、経済のグローバル化など、消費生活を取り巻く環境は、より複雑・多様化しています。

こうした課題に対応するため、県では、消費生活相談体制の充実・強化を図るとともに、消費者教育・啓発を通じて消費者問題に適切に対応できる自立した消費者の育成に取り組んでいます。

また、高齢者等を狙った悪質商法や特殊詐欺が後を絶たないことから、「地域見守りネットワーク」の構築など、関係機関と連携して高齢者等の消費者被害防止を推進しています。

県民の皆様の安全・安心な暮らしを守るため、今後も継続して消費者行政の充実に取り組んでまいります。

島根県知事 溝口 善兵衛

相談事例

「真似っこビジネス」「やることは真似をするだけ！」というインターネット広告を見てモニターに応募。紹介された動画サイトの説明を信じ、1万5千円で業務のマニュアル（これを「情報商材」と言います）を購入。その後、収益を上げるために必要だとして、電話で80万円のネット販売管理ツールを勧められ、クレジットカードで決済した。

しかし、簡単に商品が売れるものではないとわかり、説明と全く違うので解約したい。

悪質事業者の手口

「成功者の体験談」という触れ込みの動画などを使い、興味をひきます。

「このビジネスの考案者がスマートフォンを操作しただけで1日に38,850円の収益を得た」「初めてやった男性が1日だけで57,800円の収益を得た」という体験談の動画を消費者に見せて、信用させようとします。



体験者の話が本当かどうかは、ウェブサイトを見ただけではわかりません。実は「このビジネスの考案者」は架空の人物で、動画の体験談は虚偽でした。



「今だけ限定価格」などと、有利な条件を並べ立て、気持ちをそそります。

ウェブサイトには、次のような内容が記載されています。
「10万円以上の収入達成者全員に現金3万円プレゼント実施中！」「今だけ限定価格でスタートできるチャンス！」

そして「ビジネスを始めるために必要な2万円のマニュアルが、今なら1万5千円で購入できる」と勧誘します。

なお、このビジネスは、ネットショップで石けんを販売するというものでした。



「現金をプレゼント」「今だけ限定価格」などと言って消費者をあおり、購入させようとするものは注意が必要です。実際には、「現金3万円」を受け取った消費者は存在しませんでした。
この事例以外にも、「全額返金保証」「キャッシュバック」といった言葉で誘うケースもあります。

情報商材購入者に対し、執ように勧誘し、高額な契約を迫ります。

読んでもわかりにくい資料を情報商材として売りつけ、「ビジネスの始め方に関する相談に応じる」などと言って、電話説明の予約をさせます。そして、「高い収益を得るために別途有料コースの契約をする必要がある」「2週間で元が取れる」などと電話で執ように勧誘し、高額な料金を支払わせます。

消費者は、事業者の指示に従って石けんを販売しようと試みますが、簡単に稼げるような仕組みにはなっていませんでした。



業務を始める前に、高額な料金を支払わせるような事業者には注意が必要です。

アドバイス

悪質事業者はインターネット上で、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いて勧誘します。そして初期費用は比較的低額でも、最終的には多額の費用を支払わせることを狙っています。

ウェブサイトに掲載された体験談も本当かどうかはわかりません。うのみにするのは危険です。
「誰でも簡単に稼げる」といった説明があれば、まずは疑い、契約する前に冷静に考えましょう。
少しでも不審な点があれば、最寄りの消費生活センター等又は警察に相談してください。

冬のうっかり事故に注意！

◆火を消さずに給油し火災、死亡

石油ストーブとその周辺が焼ける火災が発生し、1人が死亡、1人が負傷した。

【原因】

石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油した際、カートリッジタンクのふたの締め方が不十分だったために灯油がこぼれ、ストーブの火が引火したものです。

【アドバイス】

給油するときは、必ず火を消してください。また、カートリッジタンクのふたが完全に締まっているか確認してください。

◆リコール製品に気をつけて!!

使用中の電気ストーブ（ハロゲンヒーター）から出火する火災が発生し、ストーブとその周辺が焼けた。

【原因】

製品に不具合があつたため事業者がリコールを行っていた製品による事故でした。リコール製品から事故が発生しています。リコール製品に該当する場合、直ちに使用を中止して、事業者に連絡してください。

【アドバイス】

リコール製品は以下のNITEホームページで確認することができます。

<http://www.jiko.nite.go.jp/php/shakoku/search/index.php>

◆一酸化炭素中毒で死亡

石油ストーブをつけたまま就寝中、一酸化炭素中毒で死亡した。

【原因】

密閉した室内で使用していたため、給気不足から不完全燃焼状態となって一酸化炭素が発生したものでした。

【アドバイス】

寝るときは、石油ストーブを消火してください。また、使用する際は、こまめに窓を開けるなど換気をしてください。

◆スプレー缶が破裂してやけど

石油ファンヒーター付近から出火し、住宅が焼けて1人がやけどを負った。

【原因】

石油ファンヒーターの近くに置いていたスプレー缶が加熱されて破裂し、ファンヒーターの火が引火したものです。

【アドバイス】

カセットボンベやスプレー缶などは、加熱されると、内圧が上昇して破裂・爆発し、噴き出た可燃性ガスに引火します。ストーブやガスこんろなど熱源の近くには置かないでください。



写真提供：(独) 製品評価技術基盤機構(NITE)

困ったときは
すぐに相談！



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん

島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないじゅくん

消費者ホットライン

島根県消費者センター

島根県消費者センター
石見地区相談室

警察相談専用電話

局番なしの**188**（泣き寝入りはイヤヤ!）

※お近くの消費生活センター等をご案内します。

0852-32-5916

受付時間／日曜～金曜 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）
※日曜は電話相談のみで12:00～13:00は休み

0856-23-3657

受付時間／月曜～金曜 8:30～12:00、13:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間／月曜～金曜 8:30～17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

消費生活に関する情報提供

島根県消費者センターでは、ホームページやfacebook、Twitterでインターネットを通じてさまざまな情報提供を行っています。



島根県消費者センター ホームページ



島根県消費者センター facebook



だまされないゾウくん Twitter

メールによる相談受付

パソコンやスマートフォンから簡単にご相談いただけます。
詳しくは、県消費者センターホームページをご覧ください。



消費者問題 出前講座募集中

高齢者サロン、職場研修、地域防犯活動、学校授業などでご活用ください。



平成29年度実績
181回 8,967人

検索又はQRコードをご利用ください。

島根県消費者センター



▶注意事項

- 受け付けた相談に対するメール回答は、1回限りです。
- メール相談は24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月曜日から金曜日の8時30分から17時に行います。
- 相談メールの確認後、概ね1日から2日程度（土日、祝日、年末年始を除く）でメールにて回答します。

※その他注意事項は県消費者センターホームページをご覧ください。

テーマの一例

- 最近の消費者トラブル事例（架空請求や訪問販売など）
- クーリング・オフの方法
- 新しい洗濯表示
- 高齢者を見守るための心得
- 賢い消費者の社会行動…など
- 講師の旅費や謝金は不要（寸劇等で複数名をご希望の場合は旅費のご負担をお願いします）
- 県内在住のおおむね10名以上のグループ等でお申し込みください。

市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市消費生活センター	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0113
江津市総務課	0855-52-7927	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570
飯南町住民課	0854-76-2213		

この広報の内容に関する
お問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室
TEL 0852-22-5103

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3
本紙記事の無断転載はご遠慮ください。 事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。